

中小企業の範囲

- 本ハンドブックに記載された厚生労働省所管の雇用関係助成金には、助成内容が中小企業と中小企業以外とで異なるものがありますが、「中小企業」の範囲は、以下のとおりとなっています。

産業分類	資本金の額・出資の総額	または	常時雇用する労働者の数
小売業（飲食店を含む）	5,000万円以下		50人以下
サービス業	5,000万円以下		100人以下
卸売業	1億円以下		100人以下
その他の業種	3億円以下		300人以下

※ なお上記にあげた中小企業の範囲は、法律や制度によって異なることがあります。

北海道働き方改革推進支援センター

★運営機関：北海道労働局雇用環境・均等部 指導課

どんな会社が利用できるの？

「働き方改革」に取り組む中小企業、小規模事業者を専門家が無料で支援します。

どんなサービスを提供してくれるの？

●「働き方改革」の実現に向けた課題に、社会保険労務士・弁護士・中小企業診断士などの専門家が人材確保や人材育成、各種助成金、労務管理・賃金制度等の悩みに無料でお答えします。

～このような相談に対応します～

- ①テレワーク導入に向けた労務管理について相談したい
- ②同一労働同一賃金など非正規雇用労働者の処遇を改善したい
- ③時間外労働を減らしたい ④生産性の向上を図るための工夫を相談したい
- ⑤働き方改革を進める上で活用できる助成金を知りたい など
- 専門家が窓口・電話・メールで相談に応じるほか、企業を訪問して課題解決のための改善提案を行います。
（訪問支援は1企業につき最大6回まで無料で行います。）
- 各地でセミナー（オンラインセミナー含む）や出張相談会を行います。

どうやって利用するの？

相談、訪問支援のお申し込みはお電話・メール・FAX・来所、いずれかでお問い合わせください。

所在地・利用時間

札幌市中央区北1条西3丁目3-33 リープビル3階

午前9時から午後5時（土日祝日を除く）

TEL:0800-919-1073 FAX:011-206-8365 E-mail: hokkaidou-hatarakikata@lec.co.jp

働き方改革関連特別相談窓口

★運営機関：北海道経済部労働政策局雇用労政課働き方改革推進室

どんな会社が利用できるの？

働き方改革関連法への対応等、働き方改革に取り組みたい、または取り組みの中での疑問や不安を解消したい中小企業、小規模事業者が利用できます。

どんなサービスを提供してくれるの？

■ 相談対応者

国が設置する「北海道働き方改革推進支援センター」の専門家（社会保険労務士）

■ 相談方法

相談場所	実施方法	相談日時	申込方法
各（総合）振興局で	対面による巡回相談	各（総合）振興局が指定する日の 10：00～16：00 （ホームページ等をご確認ください。）	事前予約制 （相談をご希望の日の 1週間前を目途に最寄 りの振興局へお問い合 わせください。）
会社または 自宅等から	オンライン相談	北海道働き方改革推進支援センター 受付時間 9：00～17：00 （土日・祝除く）	
	訪問相談		

※なお、当日のお電話やご来庁によるご相談には道の職員が随時、対応いたします。

北海道ビジネスサポート・ハローワーク

★運営機関：北海道労働局職業安定部職業安定課

どんな会社が利用できるの？

主に札幌市内・近郊の中小企業の皆様及び創業をお考えの皆様へのサービスを無料で提供しております。

どんなサービスを提供してくれるの？

北海道(北海道中小企業総合支援センター)にて行う経営相談などの経営支援に関する各種サービスと、国(ハローワーク)にて行う雇用に関する助成金や求人などの人材確保に関するサービスを、それぞれの施設に足を運ぶことなくワンストップで受けることができます。

- 経営相談(同一フロア内の(公財)北海道中小企業総合支援センターの専門家等が行います。)
- 雇用助成金
 - ・各種助成金の案内・相談
(助成金の申請受理・支給は、北海道労働局雇用助成金さっぽろセンターが行います。)
- 人材確保・能力開発
 - ・求人の受理・求人コンサルティング
 - ・企業の在職者訓練に関する案内
- 事業主向け各種セミナーを定期的に開催しています。

どうやって利用するの？

予約は不要です。直接足をお運びください。

所在地・利用時間

札幌市中央区北1条西2丁目2 北海道経済センタービル9F
午前9時30分～午後5時(土日祝日を除く) TEL: 011-200-1622



中小企業総合振興資金融資制度

★取扱機関：北海道経済部地域経済局中小企業課

【ステップアップ貸付

【政策サポート「事業活性化(雇用)(生産性向上)」】

どんな会社が利用できるの？

新たな雇用を創出する事業、多様な人材の活躍など働き方改革の推進及び労働力の確保等に資する環境整備などに取り組む中小企業等がご利用いただけます。

どんなサービスを提供してくれるの？

■ 道内中小企業者等の雇用創出や働き方改革の推進等を支援するため、金融機関を通じ必要な事業資金等を融資します。

金融機関は、申し込みのあった都度、審査を行い、また、必要に応じて北海道信用保証協会の保証審査を経た上で、道の定める融資条件により資金の貸し付けを行います。

どうやって利用するの？

道内の金融機関でお申し込みください(一部金融機関を除く)

融資利率：1.1%～1.7%(融資期間に応じて異なります)

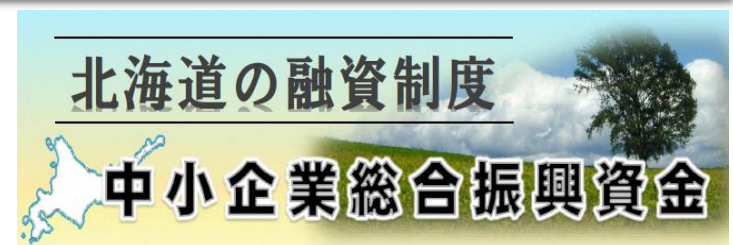
詳しくは、ホームページをご覧ください。

問い合わせ先

北海道経済部地域経済局中小企業課（011-204-5346）

または各総合振興局・振興局の商工労働観光課、

小樽商工労働事務所まで



健康経営優良法人認定制度

★推進機関：経済産業省北海道経済産業局 地域経済部 健康・サービス産業課

どんな内容の認定制度？

経済産業省では、健康長寿社会の実現に向けた取組の1つとして、従業員等の健康管理を経営的な視点で考え、健康の保持・増進につながる取組を戦略的に実践する「健康経営®」※¹を推進しています。具体的には、健康経営に取り組む法人を可視化し、社会的に評価される環境の整備を目指すため、日本健康会議※²が「健康経営優良法人」を認定しています。

本認定制度には、企業規模等により大規模法人部門（上位法人には「ホワイト500」の冠を付加）と、中小規模法人部門（上位法人には「ブライツ500」の冠を付加）の2つの部門があります。

【対象者】 大規模法人、中小規模法人

【申請料】 大規模法人部門：88,000円（税込）
中小規模法人部門：16,500円（税込）



健康経営優良法人認定制度のロゴマーク

※ 1：「健康経営®」は、特定非営利活動法人 健康経営研究会の登録商標です。

※ 2：経済団体、医療団体、保険者などの民間組織や自治体が連携し、職場、地域で具体的な対応策を実現していくことを目的に組織された活動体。

認定された場合の特典は？

- 「健康経営優良法人認定制度」ロゴマークの使用
- 国や公共団体・公法人等による補助金申請時の加点や融資優遇
- 自治体による表彰、競争入札参加資格審査の加点 等

北海道働き方改革推進企業認定制度

★取扱機関：北海道経済部労働政策局雇用労政課働き方改革推進室

どんな会社が利用できるの？

働き方改革に積極的に取り組んでいる企業が利用できます。

認定基準は？

■認定対象

国、地方公共団体を除き、道内に事業所を有し、道内において事業活動を行う従業員 1 人以上を雇用する法人、個人又は団体。

■認定基準等

「多様な人材の活躍」、「就業環境の改善」、「生産性の向上」を 3 つの柱とする様々な働き方改革の取組を総合的に評価する認定制度であり、広範にわたる取組を行っている企業、より高い水準の取組を行っている企業が、高い評価を得ることができます。

3つの柱	評価項目(抜粋)
「多様な人材の活躍」	管理職に占める女性の割合、新卒3年以内離職率 等
「就業環境の改善」	年次有給休暇取得率、育児・介護休業法に定める各休業制度等と同程度以上の規定 等
「生産性の向上」	付加価値向上の取組、生産性の伸び率 等

■認定基準等

各企業の働き方改革の取組の熟度（獲得ポイント）に応じて、4 つのグレードで認定。有効期間は 2 年間。



※シルバー認定、ゴールド認定のポイントは労働者の人数により異なります。詳細はホームページをご覧ください。

認定された場合の特典は？

- 「北海道働き方改革推進企業認定制度」ロゴマークの使用
- 北海道の融資制度「中小企業総合振興資金」の利用
- 北海道建設工事等競争入札参加資格審査の加点
- 北海道（経済部）におけるプロポーザル審査等の加点
- ゴールド認定表彰（ゴールド認定を受けた企業のみ）
- ハローワーク求人票への表示 等



人材確保等支援助成金（テレワークコース）

★取扱機関：北海道労働局雇用環境・均等部 企画課

どんな会社が利用できるの？

良質なテレワークを制度として導入・実施することで、労働者の人材確保や雇用管理改善等の観点から効果をあげた中小企業事業主が利用できます。

どんな内容の助成金？

○機器等導入助成の対象となる取組

- ①就業規則・労働協約・労使協定の作成・変更（テレワーク勤務に関する規定の整備など）
- ②外部専門家によるコンサルティング
- ③テレワーク用通信機器等の導入・運用
- ④労務管理担当者に対する研修
- ⑤労働者に対する研修

要件		支給額
機器等導入 助成	・評価期間（3か月）に1回以上対象労働者全員がテレワークを実施 又は ・評価期間（3か月）に対象労働者がテレワークを実施した回数の週平均が1回以上 等	支給対象経費の50% ※以下のいずれか低い方の金額が 上限額 ・100万円 又は ・20万円×対象労働者数
目標達成 助成	機器等導入助成の支給を受けた後、 ・評価期間後1年間の離職率≤計画提出前1年間離職率 ・評価期間後1年間の離職率が30%以下 等	支給対象経費の 15%＜25% ※＜＞内は賃金要件を満たした場合 ※以下のいずれか低い方の金額が 上限額 ・100万円 又は ・20万円×対象労働者数

※その他、詳細な支給要件については、支給要領をご確認ください。

テレワーク・ワンストップ・サポート事業

★運営機関：北海道総合通信局・北海道労働局

※総務省、厚労省でそれぞれ実施していた相談事業に関し、令和4年度から一体的に運営しています。

どんな会社が利用できるの？

テレワークの導入を検討している企業であれば、規模を問わず皆様が無料で利用できます。

どんなサービスを提供してくれるの？

- テレワークに適したシステム（在宅勤務などを行うためのICT機器、システム）や情報セキュリティ、勤怠労務管理、その他テレワーク全般に関する情報提供・相談を行います。
- テレワークの知見、ノウハウ等を有する専門家(テレワークマネージャー)が、コンサルティングを実施します。
- 働き方改革の導入の効果やテレワーク導入にあたってのICTツール、セキュリティ、労務等に関する情報提供を行います。

➤ 相談費用：無料

➤ コンサルティング費用：無料（3回まで）

※いずれも通信料は利用者負担

どうやって利用するの？

- 電話、メール、来訪にてまずはお悩みをご相談ください。

電話：0120-861009

メール：sodan@japan-telework.or.jp

住所：101-0051

東京都千代田区神田神保町1-103 東京パークタワー2階

詳細はこちら

テレワーク相談センター

<https://telework.mhlw.go.jp/info/map/>

労務管理・ICTのコンサルティング

テレワーク導入を検討中の企業にテレワークマネージャーがサポート
無料で3回のコンサルティングが受けられます

3回まで
無料

テレワーク導入を検討中の企業に対して、テレワーク・マネージャーによるコンサルティングを3回まで無料で実施いたします。コンサルティングでは、主に以下のような内容のアドバイスをを行います。

- テレワーク導入時の就業規則に関すること
- テレワーク時の労働時間管理に関すること
- テレワークに適したシステムやICT機器に関すること
- テレワーク実施時の情報セキュリティに関すること
- その他テレワークにおける労務管理やICT活用に関すること

現状把握
課題確認と解決策検討 1回目

導入準備
準備のための措置制度
システム設計 2回目

導入後フォロー
継続・発展に向けて
課題と対策を検討 3回目

働き方改革推進支援助成金（業種別課題対応コース）

★取扱機関：北海道労働局雇用環境・均等部 企画課

どんな会社が利用できるの？

令和6年4月1日から、時間外労働の上限規制が適用された業種等^(※)で、生産性を向上させ、労働時間の削減などに向けた環境整備に取り組む中小企業事業主が利用できます。

※「時間外労働の上限規制が適用された業種等」とは、自動車運転の業務、建設業、医業に従事する医師

どんな内容の助成金？

○この業種等に該当する労働者を雇用する労働者災害補償保険の適用事業主であり、年5日の年次有給休暇の取得に向けて就業規則等を整備していること、令和6年3月31日以前から36協定を締結している中小企業事業主が対象となります。選択する成果目標は以下のとおり業種等により内容が異なります。

- 1 月60時間を超える36協定の時間外・休日労働時間数を縮減させること。
- 2 年次有給休暇の計画的付与制度を新たに導入すること。
- 3 9時間以上(運送業は10時間以上)の勤務間インターバルを導入すること。
- 4 全ての対象事業場において、4週における所定休日を1日から4日以上増加させること。【建設業】
- 5 医師の働き方改革の推進（労務管理体制の構築等と医師の労働時間の実態把握と管理を実施すること）。【病院等】

○支給対象となる取組（いずれか1つ以上を実施）

- ①労務管理担当者に対する研修^(※1)、②労働者に対する研修^(※1)、周知・啓発、③外部専門家によるコンサルティング、④就業規則・労使協定等の作成・変更、⑤人材確保に向けた取組、⑥労務管理用ソフトウェア、労務管理用機器、デジタル式運行記録計の導入・更新^(※2)、⑦労働能率の増進に資する設備・機器等の導入・更新^(※2)

※1 研修には、業務研修も含まれます。 ※2 原則としてパソコン、タブレット、スマートフォンは対象となりません。

○支給額

取組に要した費用の3／4又は4／5を助成（上限額は業種等により異なります）。

○北海道労働局雇用環境・均等部企画課に対し、事前に交付申請が必要です。（令和6年11月29日締切）

この他にも詳細な要件がありますので、厚生労働省ホームページをご確認ください。

働き方改革推進支援助成金（労働時間短縮・年休促進支援コース）

★取扱機関：北海道労働局雇用環境・均等部 企画課

どんな会社が利用できるの？

労働時間の縮減や年次有給休暇の取得促進に向けた環境整備に取り組む中小企業事業主が利用できます。

どんな内容の助成金？

○次の1～4の成果目標から1つ以上を選択して実施する労働者災害補償保険の適用事業主であり、就業規則（労働基準法第39条第7項に基づく時季指定等について記載があること（及び1については36協定の締結・届出））を整備している中小企業事業主が対象となります。

- 1 月60（80）時間を超える特別条項付き36協定の時間外・休日労働時間数を60時間以下（60時間を超え、80時間以下）に縮減させること。
- 2 年次有給休暇の計画的付与制度を新たに導入すること。
- 3 時間単位の年次有給休暇制度を新たに導入し、かつ病気休暇、教育訓練休暇、ボランティア休暇、不妊治療のための休暇等の特別休暇、時間単位の特別休暇（有給の特別休暇に限る）のいずれか1つ以上を新たに導入すること。

○支給対象となる取組（いずれか1つ以上を実施）

- ①労務管理担当者に対する研修（※1）、②労働者に対する研修（※1）、周知・啓発、③外部専門家によるコンサルティング、④就業規則・労使協定等の作成・変更、⑤人材確保に向けた取組、⑥労務管理用ソフトウェア、労務管理用機器、デジタル式運行記録計の導入・更新（※2）、⑦労働能率の増進に資する設備・機器等の導入・更新（※2）

※1 研修には、業務研修も含まれます。 ※2 原則としてパソコン、タブレット、スマートフォンは対象となりません。

○支給額

取組に要した費用の3／4又は4／5を助成、上記1は200万円を上限、上記2及び3は25万円を上限併せて、就業規則に基づき3％以上又は5％以上の賃金引上げを行った際は、最大480万円を上限に加算

○北海道労働局雇用環境・均等部企画課に対し、事前に交付申請が必要です。（令和6年11月29日締切）

この他にも詳細な要件がありますので、厚生労働省ホームページをご確認ください。

働き方改革推進支援助成金（勤務間インターバル導入コース）

★取扱機関：北海道労働局雇用環境・均等部 企画課

どんな会社が利用できるの？

勤務間インターバル(※)の導入・拡大に取り組む中小企業事業主が利用できます。

※「勤務間インターバル」とは、勤務終了後、次の勤務までに一定時間以上の「休息時間」を設けることで、働く方の生活時間や睡眠時間を確保し、健康保持や過重労働の防止を図るもの。

どんな内容の助成金？

- 次のいずれかに該当する労働者災害補償保険の適用事業主であり、かつ、36協定の締結・届出及び就業規則（労働基準法第39条第7項に基づく時季指定等について記載があること）を整備している中小企業事業主が対象になります。
 - ① 勤務間インターバルを導入していない事業場
 - ② 既に休息時間数が9時間以上の勤務間インターバルを導入している事業場であって、対象となる労働者が当該事業場に所属する労働者の半数以下である事業場
 - ③ 既に休息時間数が9時間未満の勤務間インターバルを導入している事業場
- 支給対象となる経費（いずれか1つ以上を実施）
 - ① 労務管理担当者に対する研修(※1)、② 労働者に対する研修(※1)、周知・啓発、③ 外部専門家によるコンサルティング、④ 就業規則・労使協定等の作成・変更、⑤ 人材確保に向けた取組、⑥ 労務管理用ソフトウェア、労務管理用機器、デジタル式運行記録計の導入・更新(※2)、⑦ 労働能率の増進に資する設備・機器等の導入・更新(※2)
 - ※1 研修には、業務研修も含まれます。 ※2 原則としてパソコン、タブレット、スマートフォンは対象となりません。
- 支給額（勤務間インターバル制度の導入内容等の成果目標達成、企業規模に応じて補助率・上限額を決定）
取組に要した費用の3/4又は4/5を助成、上限額50万円～120万円
併せて、就業規則に基づき3%以上又は5%以上の賃金引上げを行った際は、最大480万円を上限に加算
- 北海道労働局雇用環境・均等部企画課に対し、事前に交付申請が必要です。（令和6年11月29日締切）
この他にも詳細な要件がありますので、厚生労働省ホームページをご確認ください。

働き方改革推進支援助成金（団体推進コース）

★取扱機関：北海道労働局雇用環境・均等部 企画課

どんな団体が利用できるの？

中小企業事業主の団体やその連合団体等（以下「事業主団体等」といいます）が、その傘下の事業主のうち、労働者を雇用する事業主（以下「構成事業主」といいます）の労働者の労働条件の改善のために、時間外労働の削減や賃金引上げに向けた取組を実施する場合に利用できます。

どんな内容の助成金？

- 3 事業主以上（下記③共同事業主においては10事業主以上）で構成される、事業主団体等が対象になります。
 - ① 法律で規定する団体（事業協同組合等） ② 左記①以外の事業主団体（一定の要件有）
 - ③ 共同事業主（共同する全ての事業主の合意に基づく協定書を作成している等の要件を満たすこと。）
- 次のいずれかの取組のうち、1 つ以上実施してください。
 - ① 市場調査の事業、 ② 新ビジネスモデルの開発、実験の事業、
 - ③ 材料費、水光熱費、在庫等の費用の低減実験（労働費用を除く）の事業、
 - ④ 下請取引適正化への理解促進等、労働時間等の設定の改善に向けた取引先との調整の事業、
 - ⑤ 販路の拡大等の実現を図るための展示会開催及び出展の事業、 ⑥ 好事例の収集、普及啓発の事業、
 - ⑦ セミナーの開催等の事業、 ⑧ 巡回指導、相談窓口の設置等の事業、
 - ⑨ 構成事業主が共同で利用する労働能率の増進に資する設備・機器の導入・更新の事業、⑩ 人材確保に向けた取組の事業
- 支給額（事業実施計画で定める時間外労働の削減または賃金引上げに向けた改善事業の取組を行い、構成事業主の 1 / 2 以上に対してその取組又は取組結果を活用した場合に支給・以下のいずれか低い方の額）
 - ① 対象経費の合計額（支給対象の取組ごとに上限額を定めています。）
 - ② 総事業費から収入額（試作品を試験的に販売し、収入が発生する場合等）を控除した額
 - ③ 上限額（原則、500万円、都道府県単位又は複数の都道府県単位で構成する事業主団体等（傘下企業が10者以上）に該当する場合、1,000万円）
- 北海道労働局雇用環境・均等部企画課に対し、事前に交付申請が必要です。（令和 6 年11月29日締切）
この他にも詳細な要件がありますので、厚生労働省ホームページをご確認ください。

キャリアアップ助成金（正社員化コース）

★取扱機関：北海道労働局職業安定部職業対策課 雇用助成金さっぽろセンター 6 階

どんな会社が利用できるの？

有期雇用労働者、短時間労働者、派遣労働者といった、非正規雇用労働者の企業内でのキャリアアップなどを促進するため、正社員化の取組を実施した会社が利用できます。

どんな内容の助成金？

○有期雇用労働者等を正規雇用労働者に転換または直接雇用した場合に支給されます（1 人当たり）。

■助成額

	有期 → 正規	無期 → 正規
中 小 企 業	8 0 万円（4 0 万円×2 期）	4 0 万円（2 0 万円×2 期）
大 企 業	6 0 万円（3 0 万円×2 期）	3 0 万円（1 5 万円×2 期）

※正規には「多様な正社員（勤務地限定・職務限定・短時間正社員）」を含みます。

※派遣労働者を派遣先で正規雇用で直接雇用する場合

1 人当たり2 8 万 5, 0 0 0 円（大企業も同額）加算

※対象者が母子家庭の母等または父子家庭の父の場合

1 人当たり9 5, 0 0 0 円（大企業も同額）加算 ※「無期→正規」の場合は半額

※人材開発支援助成金の訓練修了後に正社員化した場合

1 人当たり9 5, 0 0 0 円（大企業も同額）加算 ※「無期→正規」の場合は半額

うち、自発的職業能力開発訓練または定額制の訓練修了後に正社員化した場合

1 人当たり1 1 万円（大企業も同額）加算 ※「無期→正規」の場合は半額

※正社員転換制度を新たに規程し、当該雇用区分に転換等した場合＜1 事業所当たり1 回のみ＞

1 事業所当たり2 0 万円（大企業の場合、1 5 万円）加算

※多様な正社員制度を新たに規定し、当該雇用区分に転換等した場合＜1 事業所当たり1 回のみ＞

1 事業所当たり4 0 万円（大企業の場合、3 0 万円）加算

キャリアアップ助成金（障害者正社員化コース）

★取扱機関：北海道労働局職業安定部職業対策課 雇用助成金さっぽろセンター 6 階

どんな会社が利用できるの？

有期雇用労働者、短時間労働者、派遣労働者といった、非正規雇用労働者の企業内でのキャリアアップなどを促進するため、正社員化の取組を実施した会社が利用できます。

どんな内容の助成金？

○障害者の雇用を促進するとともに職場定着を図るため、障害のある有期雇用労働者等を正規雇用労働者に転換した場合に支給されます（1人当たり）。

■助成額（ ）内は、大企業の額

支給対象者	措置内容	支給総額	支給対象期間	各支給対象期間における支給額
重度身体障害者 重度知的障害者 精神障害者	有期→正規	120万円（90万円）	1 年 （1 年）	60万円×2期（45万円×2期）
	有期→無期	60万円（45万円）		30万円×2期（22.5万円×2期）
	無期→正規	60万円（45万円）		30万円×2期（22.5万円×2期）
重度以外の身体障害者、 重度以外の知的障害者、 発達障害者、難病患者、 高次脳機能障害と診断	有期→正規	90万円（67.5万円）		45万円×2期（33.5万円×2期） ※第2期の支給額は34万円
	有期→無期	45万円（33万円）		22.5万円×2期（16.5万円×2期）
	無期→正規	45万円（33万円）		22.5万円×2期（16.5万円×2期）

※支給対象期間1年間のうち、最初の6か月を第1期、次の6か月を第2期といいます。

詳細はこちら

厚生労働省のホームページ

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/shougaishakoyou/index_00004.html

キャリアアップ助成金（賃金規定等改定コース）

★取扱機関：北海道労働局職業安定部職業対策課 雇用助成金さっぽろセンター6階

どんな会社が利用できるの？

有期雇用労働者、短時間労働者、派遣労働者といった、非正規雇用労働者の企業内でのキャリアアップなどを促進するため、処遇改善の取組を実施した会社が利用できます。

どんな内容の助成金？

○有期雇用労働者等の基本給の賃金規定等を3%以上増額改定させ、その規定を適用させた場合に支給されます。

■助成額

	3%以上5%未満賃上げ	5%以上賃上げ
中 小 企 業	5万円	6万5,000円
大 企 業	3万3,000円	4万3,000円

※「職務評価」の手法の活用により実施した場合(1事業所当たり1回のみ)

1事業所当たり20万円（大企業の場合、15万円）加算

※1年度1事業所あたり100人までは複数回の申請ができます。

キャリアアップ助成金（賃金規定等共通化コース）

★取扱機関：北海道労働局職業安定部職業対策課 雇用助成金さっぽろセンター6階

どんな会社が利用できるの？

有期雇用労働者、短時間労働者、派遣労働者といった、非正規雇用労働者の企業内でのキャリアアップなどを促進するため、処遇改善の取組を実施した会社が利用できます。

どんな内容の助成金？

○有期雇用労働者等に関して正規雇用労働者との共通の職務等に応じた賃金規定等を新たに作成し、適用した場合に支給されます。（1事業所当たり1回のみ）

■助成額

中 小 企 業	6 0 万円
大 企 業	4 5 万円

詳細はこちら

厚生労働省のホームページ

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/part_haken/jigyounushi/career.html

キャリアアップ助成金（賞与・退職金制度導入コース）

★取扱機関：北海道労働局職業安定部職業対策課 雇用助成金さっぽろセンター6階

どんな会社が利用できるの？

有期雇用労働者、短時間労働者、派遣労働者といった、非正規雇用労働者の企業内でのキャリアアップなどを促進するため、処遇改善の取組を実施した会社が利用できます。

どんな内容の助成金？

○有期雇用労働者等に関して賞与・退職金制度を新たに設け、支給または積立てを実施した場合に支給されます（1事業所当たり1回のみ）。

■助成額

	賞与または退職金制度を導入	賞与および退職金制度を同時に導入
中 小 企 業	4 0 万円	5 6 万 8 , 0 0 0 円
大 企 業	3 0 万円	4 2 万 6 , 0 0 0 円

キャリアアップ助成金（社会保険適用時処遇改善コース）

★取扱機関：北海道労働局職業安定部職業対策課 雇用助成金さっぽろセンター6階

どんな会社が利用できるの？

短時間労働者といった、非正規雇用労働者の企業内でのキャリアアップなどを促進するため、処遇改善の取組を実施した会社が利用できます。

どんな内容の助成金？

①新たに社会保険を適用し、賃金総額を増加させる取組を行った場合に支給されます（1人当たり）。

■助成額

	1、2年目の取組	3年目の取組
中小企業	40万円（10万円×4期）	10万円
大企業	30万円（7.5円×4期）	7.5万円

②新たに社会保険を適用し、週の所定労働時間を4時間以上延長する等を行った場合に支給されます（1人当たり）。

■助成額

	週の所定労働時間を 4時間以上延長	週の所定労働時間を3 時間以上延長し賃金を 5%以上引き上げ	週の所定労働時間 を2時間以上延長 し賃金を10%以 上引き上げ	週の所定労働時間 を1時間以上延長 し賃金を15%以 上引き上げ
中小企業	30万円			
大企業	22.5万円			

※ ①、②は令和8年3月31日までの暫定措置となります。

※ ①は標準報酬月額等の15%以上の手当支給、賃金引き上げが必要です。②は延長時間が4時間未満の場合は、賃金引き上げ率分、基本給を引き上げている必要があります。

※ ①と②を組み合わせた併用も可能です、1年目に①を2年目に②の取組で、50万円（大企業は37.5万円）支給。

中小企業最低賃金引上げ支援対策費補助金（業務改善助成金）

★取扱機関：北海道労働局雇用環境・均等部 企画課

どんな会社が利用できるの？

生産性向上のための設備投資などを行い、事業場内の最低賃金を30円以上引き上げる中小企業事業者が利用できます。

どんな内容の助成金？

○生産性向上のための設備投資などを行い、事業場内最低賃金を30円以上引き上げた場合、その設備投資などにかかった費用の一部を助成します。

コース区分	引上げ額	引き上げる労働者数	助成上限額 ^(※1) ()は事業場規模30人未満の事業者	助成対象事業場	助成率
30円コース	30円以上	1人	30万円(60万円)	以下の3つの要件を満たす事業場 ①事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が50円以内 ②中小企業小規模事業者 ③解雇、賃金引き下げなどの不交付事由がない	3/4 生産性要件を満たす場合は4/5 ^(※2)
		2～3人	50万円(90万円)		
		4～6人	70万円(100万円)		
		7人以上	100万円(120万円)		
		10人以上	120万円(130万円)		
45円コース	45円以上	1人	45万円(80万円)		
		2～3人	70万円(110万円)		
		4～6人	100万円(140万円)		
		7人以上	150万円(160万円)		
		10人以上	180万円(180万円)		
60円コース	60円以上	1人	60万円(110万円)		
		2～3人	90万円(160万円)		
		4～6人	150万円(190万円)		
		7人以上	230万円(230万円)		
		10人以上	300万円(300万円)		
90円コース	90円以上	1人	90万円(170万円)		
		2～3人	150万円(240万円)		
		4～6人	270万円(290万円)		
		7人以上	450万円(450万円)		
		10人以上	600万円(600万円)		

(※1)10人以上の上限額区分は、物価高騰等要件に該当する事業者が対象になります。
・物価高騰等要件：原材料費の高騰など社会的・経済的環境の変化等の外的要因により、申請前3か月間のうち任意の1か月の利益率が3%ポイント以上低下している事業者

(※2)ここでいう「生産性」とは、企業の決算書類から算出した労働者(雇用保険被保険者となっている労働者に限ります)1人当たりの付加価値を指します。助成金支給申請時の直近の決算書類に基づく生産性と、その3年度前の決算書類に基づく生産性を比較し、伸び率が一定水準を超えている場合等に要件を満たします。

この他にも詳細な要件がありますので、厚生労働省ホームページをご確認ください。

詳細はこちら

厚生労働省のホームページ

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/zigyonushi/shienjigyoku/03.html

人材開発支援助成金（人材育成支援コース）

★取扱機関：北海道労働局職業安定部職業対策課 雇用助成金さっぽろセンター6階

どんな会社可以利用できるの？

事前に提出した計画届に従い、雇用する労働者に対して、職務に関連した専門的な知識や技能を習得させるための訓練を実施した会社が助成対象となります（経費助成・賃金助成）

どんな内容の助成金？

- 雇用保険の被保険者を対象とする訓練（ただし、有期実習型訓練は非正規労働者のみ対象）
- 10時間以上のOFF-JT（人材育成訓練）
OJTとOFF-JTを組み合わせた訓練（認定実習併用職業訓練、有期実習型訓練）
- 非正規労働者を対象とする訓練では正規雇用等への転換の有無により経費助成率が異なる

【助成率・助成額】（賃金助成額は1人1時間あたり。なお、上限額あり）

訓練メニュー	経費助成		賃金助成		OJT助成	
	中小企業	大企業	中小企業	大企業	中小企業	大企業
人材育成訓練	正規雇用 45%	正規雇用 30%	760円	380円	—	
	非正規→非正規維持 60%					
	非正規→正社員等へ転換 70%					
認定実習併用職業訓練	45%	30%	760円	380円	20万円	11万円
有期実習型訓練	非正規→非正規維持 60%		760円	380円	10万円	9万円
	非正規→正規雇用等へ転換 70%					

※正規雇用等への転換とは、正社員化（勤務地限定正社員、短時間正社員等も含む）、有期契約労働者の無期労働契約への転換を言います

※賃金要件・資格手当等要件を満たした場合は、上記助成率・助成額に上乗せして支給（別途申請が必要）

人材開発支援助成金（人への投資促進コース）

★取扱機関：北海道労働局職業安定部職業対策課 雇用助成金さっぽろセンター6階

どんな会社が利用できるの？

事前に提出した計画届に従い、雇用する労働者に対して、職務に関連した専門的な知識や技能を習得させるための訓練を実施した会社が助成対象となります（経費助成・賃金助成）

どんな内容の助成金？

- 雇用保険の被保険者を対象とする訓練
- 「人への投資」を促進するため、国民の方からのご提案を形にした訓練コース
- 高度デジタル人材の育成や定額制（サブスク型）訓練など、訓練の目的・内容に応じた訓練メニュー
- 10時間以上のOFF-JT（ただし、自発的職業能力開発訓練は20時間以上）
OFF-JTとOJTを組み合わせた訓練（情報技術分野等認定実習併用職業訓練）

【助成率・助成額】（賃金助成額は1人1時間あたり。なお、上限額あり）

訓練メニュー	経費助成		賃金助成		OJT助成	
	中小企業	大企業	中小企業	大企業	中小企業	大企業
高度デジタル人材育成訓練	75%	60%	960円	480円	—	—
成長分野等人材育成訓練	75%		国内大学院での訓練 960円		—	
情報技術分野認定実習併用職業訓練	60%	45%	760円	380円	20万円	11万円
定額制訓練	60%	45%	対象外（経費助成のみ）		—	
自発的職業能力開発訓練	45%		—		—	

※賃金要件・資格手当等要件を満たした場合は、上記助成率・助成額に上乘せして支給（別途申請が必要）

人材開発支援助成金（事業展開等リスクリング支援コース）

★取扱機関：北海道労働局職業安定部職業対策課 雇用助成金さっぽろセンター6階

どんな会社ができるの？

事前に提出した計画届に従い、雇用する労働者に対して、職務に関連した専門的な知識や技能を習得させるための訓練を実施した会社が助成対象となります（経費助成・賃金助成）

どんな内容の助成金？

- 雇用保険の被保険者を対象とする訓練
- 10時間以上のOFF-JT（定額制（サブスク型）訓練等も利用可能）
- 訓練の目的が以下のいずれかに該当
 - ① 新規事業の立ち上げなど「**事業展開**」に必要となる専門的な知識や技能を習得するため
 - ② 事業展開は伴わないが、企業における「**DX（デジタル・トランスフォーメーション）化の推進**」に必要となる専門的な知識や技能を習得するため
 - ③ 事業展開は伴わないが、企業における「**グリーン・カーボンニュートラル化の推進**」に必要となる専門的な知識や技能を習得するため

【助成率・助成額】（賃金助成額は1人1時間あたり。なお、上限額あり）

訓練コース	経費助成		賃金助成	
	中小企業	大企業	中小企業	大企業
事業展開等リスクリング支援コース	75%	60%	960円	480円

※事業展開等リスクリングコースにて定額制（サブスク型）訓練を利用した訓練を実施した場合は賃金助成は対象外（経費助成のみ）

※賃金要件・資格手当等要件を満たした場合は、上記助成率・助成額に上乗せして支給（別途申請が必要）

人材開発支援助成金（教育訓練休暇等付与コース・長期教育訓練休暇等制度）

★取扱機関：北海道労働局職業安定部職業対策課 雇用助成金さっぽろセンター6階

どんな会社が利用できるの？

雇用する労働者が自発的に職業能力の向上のための訓練が受けられるよう教育訓練休暇制度を導入し、対象労働者が導入した教育訓練休暇制度を利用して訓練を受けた場合に助成する制度です（制度導入助成・一部賃金助成）

どんな内容の助成金？

- 被保険者を対象とする教育訓練休暇制度、長期教育訓練休暇制度、短時間勤務制度を導入
- 労働者が実際に導入された制度を利用して訓練を受ける（日数等の要件あり）

【助成率・助成額】（賃金助成額は1人1日あたり。なお、上限額あり）

訓練メニュー	制度導入助成	賃金助成
教育訓練休暇制度	30万円	—
長期教育訓練休暇制度	新たに制度を導入：20万円	6000円 (150日分まで)
	すでに制度を導入：対象外	
教育訓練短時間勤務等制度	20万円	—

※賃金要件・資格手当等要件を満たした場合は、上記助成率・助成額に上乗せして支給（別途申請が必要）

詳細はこちら

厚生労働省 人材開発支援助成金ホームページ

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/d01-1.html

北海道労働局 人材開発支援助成金「人への投資促進コース」特設ページ

https://jsite.mhlw.go.jp/hokkaido-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/joseikin/hitoenotoushi04.html

北海道労働局 人材開発支援助成金「事業展開等リスティング支援コース」特設ページ

https://jsite.mhlw.go.jp/hokkaido-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/joseikin/riskilling04.html

人材確保等支援助成金

★取扱機関：北海道労働局職業安定部職業対策課 雇用助成金さっぽろセンター6階

どんな会社が利用できるの？

雇用管理制度や人事評価制度の導入などを通じて、人材の定着・離職率の低下に取り組む会社が利用できます。

どんな内容の助成金？

コース	概要	助成額
雇用管理制度助成コース (計画届受付休止中)	雇用管理制度の導入を通じて、従業員の離職率が一定以上低下した場合に助成	5 7 万円
介護福祉機器助成コース	介護労働者の身体的負担を軽減するための新たな介護福祉機器の導入を通じて、従業員の離職率が一定以上低下した場合に助成	機器導入費用の 2 0 % (上限 1 5 0 万円)
人事評価改善等助成コース (計画届受付休止中)	生産性向上に資する能力評価を含む人事評価制度の整備を通じて、従業員の賃金アップと離職率の低下及び生産性の向上が図られた場合に助成	8 0 万円
外国人労働者就労環境整備助成コース	外国人特有の事情に配慮した就労環境の整備を通じて、外国人労働者の職場定着が図られた場合に助成	整備費用の 1 / 2 (上限 5 7 万円)

詳細はこちら

雇用管理制度助成コース、介護福祉機器助成コース、人事評価改善等助成コース

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_07843.html

外国人労働者就労環境整備助成コース

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/gaikokujin.html

生産性向上人材育成支援センター（事業主支援事業）

★運営機関：（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構 北海道職業能力開発促進センター（ポリテクセンター北海道）

どんな会社が利用できるの？

企業の人材育成と労働者の職業能力開発などを通じて、生産性向上を目指す中小企業等を支援します。

支援の流れは？

企業の人材育成に関する相談支援から、課題に合わせた人材育成プランの提案、職業訓練の実施まで、中小企業等の人材育成に必要な支援を一貫して行っています。

- 人材育成に関する相談：担当者が企業を訪問して人材育成に関する課題や方策等を整理します。
- 人材育成プランの提案：課題等に合わせて以下の支援メニューの中から最適なプランを提案します。
- 職業訓練の実施：企業の人材育成プランに応じて職業訓練の実施やテクノインストラクター（職業訓練指導員）を派遣します。

支援メニューは？

- 在職者訓練（ものづくり分野における専門的な知識及び技能・技術の習得を支援）
- 生産性向上支援訓練（企業の生産性向上に必要な知識等の習得を支援）
- テクノインストラクター（職業訓練指導員）の派遣・ポリテクセンターやポリテクカレッジの施設・設備の貸出

※在職者訓練もしくは生産性向上支援訓練に従業員に受講させた事業主の方は、人材開発支援助成金を利用して、訓練経費や訓練期間中の賃金の一部などの助成を受けることができます。

所在地

札幌市西区二十四軒4条1-4-1 ポリテクセンター北海道内

TEL：011-640-8828 FAX：011-640-8958

※北海道内のポリテクセンター（旭川、釧路、函館）、北海道ポリテクカレッジ（小樽）にも生産性向上人材育成支援センターを設置しています。

詳細はこちら

（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構ポリテクセンター北海道 生産性向上人材育成支援センターのホームページ
<https://www3.jeed.go.jp/hokkaido/poly/biz/index.html>

北海道技能評価認定制度

★取扱機関：北海道経済部労働政策局産業人材課

どんな会社が利用できるの？

国家検定である技能検定で実施していない職種・作業について、独自に技能評価（社内検定等）を行っている企業等が利用出来ます。

認定基準は？

■ 認定対象

- ・北海道内に住所を有する事業主または事業主の団体等が行うもの
- ・技能者及び技能的職種に従事している者等を対象とした技能評価

■ 認定要件

- ・従業員の有する職業に必要な技能及び知識について行われるものであること
- ・直接営利を目的としないものであること
- ・定期的（原則として年1回以上）に実施されること
- ・技能評価の評価基準が明確かつ適切であること
- ・実施方法が公平であること

認定された場合の特典は？

- 認定を受けた技能評価について、「北海道認定技能評価」の表示をすることができます。
- 事業主等が交付する合格書に、北海道知事が認定した技能評価である旨の証明を受けることができます。

北海道産業貢献賞（認定職業訓練功労）

★取扱機関：北海道経済部労働政策局産業人材課

どんな事業主が対象となるの？

道内において、職業能力開発促進法に基づく認定職業訓練に従事し、その発展に貢献したと認められる個人を対象とします。

表彰基準は？

表彰時において、認定職業訓練を行っている事業所又は認定職業訓練団体等の役職者、指導員、講師、事務担当等の職責に10年以上従事し、かつ45歳以上の個人で、昭和49年度から実施されている職業能力開発功労者に対する知事感謝状の受賞者であること。

候補者の選考は？

表彰基準を満たす者の中から総合振興局長又は振興局長が選考し、知事に対して推薦します。知事は贈呈に至る功労を勘案し、13名以内の被表彰者を決定します。決定後、例年11月に表彰式にて、表彰状を授与します。

職業能力開発功労者に対する知事感謝状

★取扱機関：北海道経済部労働政策局産業人材課

どんな事業所等が対象となるの？

認定訓練、技能検定、技能尊重等の推進に貢献又は協力し、その業績が顕著な団体、会社、事業所及び個人が対象となります。

表彰基準は？

認定訓練、技能検定に関連する業種別団体、事業所及び個人等でその実施に貢献又は協力し、業績顕著なもの。

ただし、既に同じ功績で産業貢献賞等の知事賞や厚生労働大臣表彰を受けておられる団体、会社、事業所及び個人は対象外です。

候補者の選考は？

表彰基準を満たす者の中から総合振興局長又は振興局長が選考し、知事に対して推薦します。知事は贈呈に至る功労を勘案し、贈呈者を決定します。決定後知事感謝状は推薦した総合振興局長又は振興局長から贈呈されます。

特定求職者雇用開発助成金（特定就職困難者コース）

★取扱機関：北海道労働局職業安定部職業対策課 雇用助成金さっぽろセンター 3 階、ハローワーク

どんな会社が利用できるの？

母子家庭の母等や障害者などの就職が特に困難な者をハローワーク等の紹介により、継続して雇用する労働者（雇用保険の被保険者）として雇い入れる会社が利用できます。

どんな内容の助成金？

○主な要件

雇用保険の一般被保険者として雇い入れ、65歳以上に達するまで雇用して、かつ雇用期間が継続して2年以上であること

■助成額 ★（ ）内は、中小企業以外

対象労働者		助成額	対象期間
短時間労働者以外	母子家庭の母、 高年齢者（60歳以上）等	60万円 (50万円)	1年 (1年)
	重度障害者等を除く身体・知的障害者	120万円 (50万円)	2年 (1年)
	重度障害者等	240万円 (100万円)	3年 (1年6か月)
短時間労働者	母子家庭の母、 高年齢者（60歳以上）等	40万円 (30万円)	1年 (1年)
	身体・知的・精神障害者	80万円 (30万円)	2年 (1年)

※短時間労働者：1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満

※短時間労働者以外：1週間の所定労働時間が30時間以上